

# 一管区水路通報第 1 1 号

令和 8 年 3 月 2 0 日

第一管区海上保安本部

第 1 1 8 項	北海道南岸	苫小牧港	灯付浮標一時設置
第 1 1 9 項	北海道南岸	襟裳岬南方	水路測量
第 1 2 0 項	北海道南岸	十勝港南方	波除堤一部倒壊
第 1 2 1 項	北海道南岸	釧路港	漁具設置作業
第 1 2 2 項	北海道南岸	釧路港南方	救難訓練
第 1 2 3 項	北海道南岸	落石漁港	護岸一部完成
第 1 2 4 項	北海道西岸	石狩湾港	掘下げ作業
第 1 2 5 項	北海道西岸	小樽港	救難訓練
第 1 2 6 項	北海道西岸	瀬棚港北方	魚礁設置
第 1 2 7 項	北海道西岸	奥尻島	魚礁設置

## お 知 ら せ

- 「海氷情報センター」について  
海氷情報は下記Webページにより入手できます。  
URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先  
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係  
〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)  
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について  
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>



8年118項 北海道南岸 ー 苫小牧港、第4区 灯付浮標一時設置

下記位置に、黄色灯付浮標（毎4秒に1せん光）が一時設置される。

期 間 令和8年3月下旬～4月30日

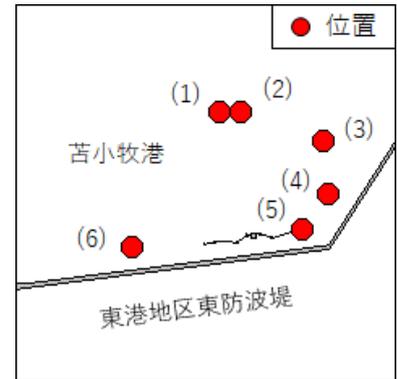
位 置 下記6地点

- (1) 42-35-29N 141-47-38E
- (2) 42-35-29N 141-47-43E
- (3) 42-35-24N 141-48-02E
- (4) 42-35-15N 141-48-03E
- (5) 42-35-09N 141-47-57E
- (6) 42-35-06N 141-47-18E

備 考 撤去作業時、潜水作業を伴う  
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W1033B

出 所 苫小牧港長



8年119項 北海道南岸 ー 襟裳岬南方 水路測量

下記区域で、探査船「たんさ(13,782t)」による水路測量が実施される。

期 間 令和8年4月15日～5月19日

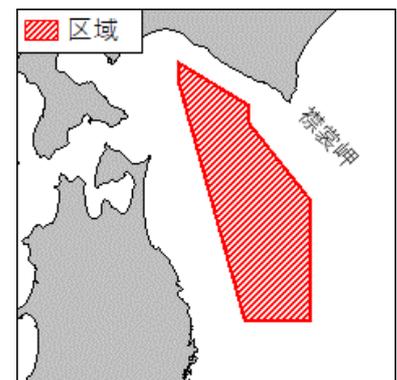
区 域 下記7地点を結ぶ線により囲まれる区域（予備調整区域を含む）

- (1) 41-54-43N 142-42-59E
- (2) 41-44-33N 142-42-51E
- (3) 41-00-00N 143-30-00E
- (4) 39-50-00N 143-30-00E
- (5) 39-50-00N 142-40-00E
- (6) 42-08-54N 141-49-24E
- (7) 42-19-00N 141-49-25E

備 考 測量中、ストリーマケーブル10本(長さ約8,700m、幅約1,200m)をえい航  
ストリーマケーブル末端に、灯付浮標(レーダー反射器付)を設置  
測量中、白紅白の燕尾旗掲揚  
警戒船配備

海 図 W1070

出 所 海上保安庁海洋情報部



8年120項 北海道南岸 ー 十勝港南方、音調津漁港 波除堤一部倒壊

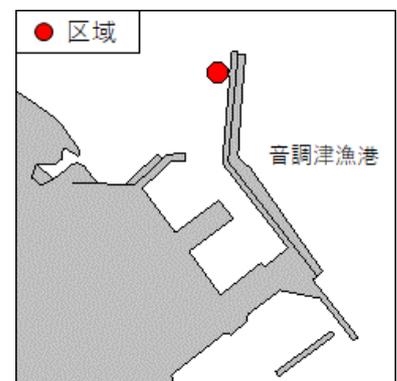
下記区域で、波除堤が一部倒壊している。

区 域 下記地点付近

42-13-37N 143-19-15E

海 図 W27

出 所 広尾海上保安署



8年121項 北海道南岸 — 釧路港、外港 漁具設置作業

下記区域で、作業船による漁具設置作業が実施される。

期 間 令和8年3月下旬～5月31日 0400～1500

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 42-59-02N 144-19-24E

(2) 42-59-02N 144-20-24E

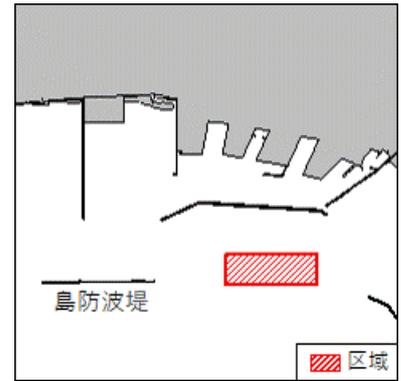
(3) 42-58-47N 144-20-24E

(4) 42-58-47N 144-19-24E

備 考 設置区域をレーダーリフレクター、赤旗及び灯付浮標で標示

海 図 W31

出 所 釧路港長



8年122項 北海道南岸 — 釧路港南方 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日 日出～日没

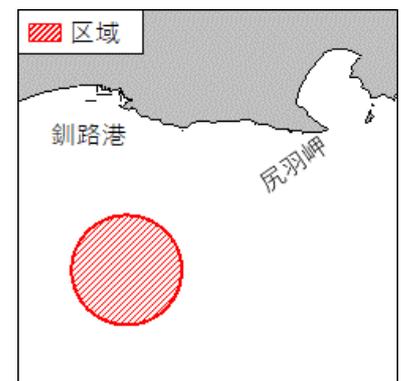
区 域 42-43.4N 144-22.4E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 発炎筒及び信号発煙照明筒を投下

海 図 W26

出 所 釧路航空基地



8年123項 北海道南岸 — 落石漁港 護岸一部完成

下記区域に護岸が一部完成している。

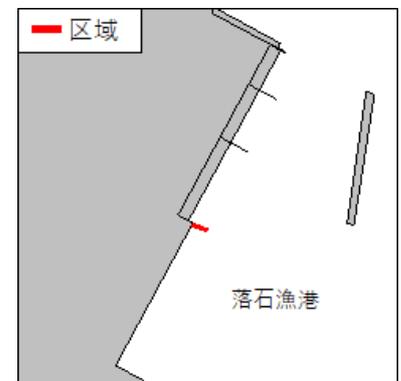
区 域 下記2地点を結ぶ線上、幅4.5m

(1) 43-11-06.9N 145-30-33.0E

(2) 43-11-07.2N 145-30-31.9E

海 図 W24 (落石漁港)

出 所 第一管区海上保安本部



8年124項 北海道西岸 — 石狩湾港 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和8年4月6日～12月15日 日出～日没

区 域 1 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-13-10.8N 141-18-05.7E (岸線上)

(2) 43-13-08.3N 141-18-08.9E

(3) 43-13-06.1N 141-18-05.6E

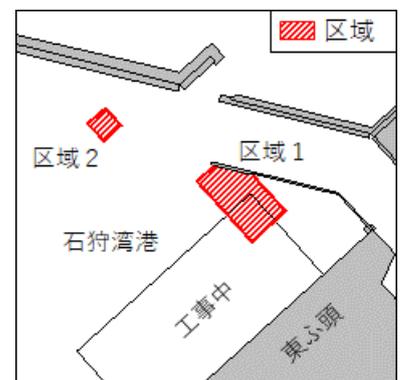
(4) 43-13-10.4N 141-18-00.3E

(5) 43-13-11.5N 141-18-01.9E (岸線上)

備 考 区域2においては土砂の積替作業が行われる

海 図 W7

出 所 石狩湾港長



8年125項 北海道西岸 — 小樽港、第1区及び第2区 救難訓練

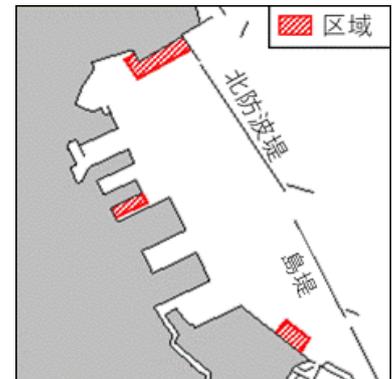
図に示す区域で、潜水士による救難訓練が実施される。

期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日（予備日を含む） 0900～2200

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W5

出 所 小樽港長



8年126項 北海道西岸 — 瀬棚港北方 魚礁設置

下記区域に、魚礁が設置されている。

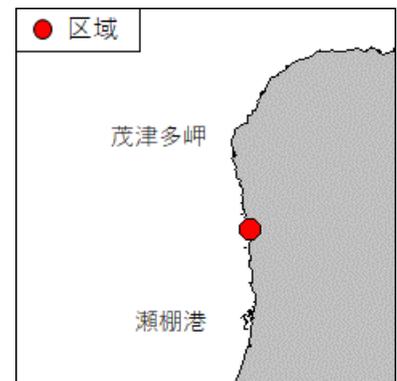
区 域 下記地点付近

42-31.7N 139-50.7E

備 考 角型魚礁（高さ1.75m、68基）を設置

海 図 W11

出 所 第一管区海上保安本部



8年127項 北海道西岸 — 奥尻島、青苗港 魚礁設置

下記区域に、魚礁が設置されている。

区 域 下記地点付近

42-04-05N 139-27-42E

備 考 円筒型魚礁（高さ3.0m、97基）を設置

海 図 W32

出 所 第一管区海上保安本部

